

平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 29 年 12 月  
内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
スポーツ庁政策課学校体育室  
厚生労働省子ども家庭局保育課

(消費者安全調査委員会からの質問事項)

- ① 平成 28 年 12 月以降の幼稚園等でのプール活動・水遊びに関する事故防止の取組について御教示いただきたい。
- ② 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、プール監視の方法や、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて学ぶことのできる場として、どのようなものがあるか（例えば、行政機関や地方公共団体が行う研修会など）。
- ③ 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、民間のプール監視や水難救助の専門家から学ぶ機会があるか。ある場合、どのようなものがあるか。
- ④ 重要な通知については、発出の一定期間後、地方公共団体や関係団体から、通知の内容の実施状況について結果報告を求める仕組みがあるか。今後、検討できないか。
- ⑤ 幼稚園教諭や保育士の養成課程において、幼児のプール活動・水遊びを行う場合の安全の確保を学ぶ時間が含まれておらず、新卒の保育士等が学んでいない実情があるのではないか。溺水は死亡に直結する重大な事であり、今後養成課程に含める予定があるか。
- ⑥ 「水泳等の事故防止について」の通知が毎年発出されているが、幼児教育関係者は、「水泳」と記載されていると体育のことと思い、通知をきちんと見ていない可能性もある。事故が継続して発生しているので、「幼児のプール活動・水遊び」に特化したものを繰り返し通知する必要があるのではないかと

いか。

- ⑦ 各幼稚園等において、プール活動をする際には、保健所に対して必要書類の提出をしたり、教育委員会に対して次年度の教育課程（プール開きやプール納めを年間計画に含む。）の提出をしている。各幼稚園等、保健所及び教育委員会においても、各園でプール活動の安全に関する意識が高まるよう、このような機会も活用してはどうか。
- ⑧ 平成 28 年 12 月以降のガイドラインの周知徹底に関する取組について御教示いただきたい。また、これまでの周知徹底の評価をどのように、またいつ頃行う予定か。
- ⑨ 様々な周知（災害対策、不審者対策等）がなされる中、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントが現場に行き渡っていないと思われるが、通知やガイドラインの内容を分かりやすく伝えるために、何か工夫している点はあるか。
- ⑩ 学校保健安全法適用除外とされている施設（計画策定義務のない施設）に対する考え方はいかがか。何らかの対策が必要と考えるが、具体的な対応と実施状況調査について御教示いただきたい。
- ⑪ 平成 29 年 3 月の幼稚園教育要領改訂は、来年度から実施されるが、保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの改訂内容について整合性が図られることとされている。それぞれにおける、プール活動・水遊びに関する管理・指導に関する考え方について、御教示いただきたい。
- ⑫ 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」に関し、平成 28 年 12 月以降の検討内容、今後のスケジュール、結果の活用方法について御教示いただきたい。
- ⑬ 平成 28 年 7 月に那須塩原市で発生したプール事故について、平成 29 年 3 月に取りまとめられた検証委員会の報告を踏まえて、当該園、地方公共団体、各府省においてなされた事故防止の取組について御教示いただきたい。
- ⑭ 死亡事故以外の重大事故として、地方公共団体が必要と判断した事例についての検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要につ

いて御教示いただきたい。

- ⑮ 各施設・事業者におけるヒヤリハット事例の検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要を記載について御教示いただきたい。
- ⑯ 「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子およびDVD）」（平成27年3月文部科学省）のほかに、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について幼稚園等に情報提供したものがあるか。

【回答】

- ① 平成28年12月以降の幼稚園等でのプール活動・水遊びに関する事故防止の取組について御教示いただきたい。

⇒ 平成28年12月以降のプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、以下の通知等を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

- ・水泳等の事故防止について（平成29年4月28日29ス庁第98号スポーツ庁次長通知）
- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日府子本第487号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）
- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日雇児保発0616第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（平成29年8月29日子保発0829第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）
- ・教育・保育施設等における事故防止の徹底について（平成29年9月1日府子本第715号・29初幼教第6号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）

また、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいて、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているところである。

- ② 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、プール監視の方法や、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて学ぶことのできる場として、どのようなものがあるか（例えば、行政機関や地方公共団体が行う研修会など）。

⇒ プール活動・水遊びでの注意点の内容が記載されている「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（以下、「ガイドライン」という。）を平成28年3月に各都道府県教育委員会教育長、各都道府県民生主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長宛に発出したところ。また、この通知の周知を図るための事務連絡を平成28年10月および平成29年5月に発出したところである。

上記通知等を用い、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいて、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているところである。

例えば、スポーツ庁委託事業において、独立行政法人日本スポーツ振興センター主催のスポーツ事故防止対策推進会議の開催案内を配布し、研修の機会を提供している。また、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日ス庁第99号スポーツ庁次長通知）等を通じて、安全管理に携わる全ての従事者に対し、事故防止対策等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことを依頼している。

厚生労働省では、平成28年度において、児童に対し安心・安全な保育を行っていくことを目的とし、保育所等の保育士及び保育従事者を対象に、ガイドラインの内容理解を含む研修（全国4ヶ所）を実施した。また、この研修の動画及び資料は厚生労働省ホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

- ③ 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、民間のプール監視や水難救助の専門家から学ぶ機会があるか。ある場合、どのようなものがあるか。

⇒ ・「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子及びDVD）」（平成27年3月文部科学省）を作成し、水遊びでの事故事例と防止対策について掲載し、全国の幼稚園に配布している。

・ガイドラインは、調査研究事業を立ち上げ、民間のシンクタンクにより事故

防止の専門家による委員会を設け作成したものであるが、このガイドラインには、プール活動・水遊びの際の監視及び発生時の対応が詳細に記載されている。また、このガイドラインでは、自治体は各施設・事業者の研修の機会を確保するよう努めることとされている。

- ・「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日ス庁第 99 号スポーツ庁次長通知）等を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「学校事故事例検索データベース」を参照として挙げ、事故事例の供給を図っている。
- ・厚生労働省では、平成 29 年度予算において、保育所等の職員等を対象とし、本ガイドラインの解説等、事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修を自治体が発行するものに対し、必要な費用を補助する事業を実施している。

- ④ 重要な通知については、発出の一定期間後、地方公共団体や関係団体から、通知の内容の実施状況について結果報告を求める仕組みがあるか。今後、検討できないか。

⇒ 教育・保育事業の実施主体は地方公共団体となっており、施設・事業所の指導監督権限も有しているところ。これまで国から地方公共団体に対し発出した通知等は、制度上あくまで技術的助言として発出しており、地方公共団体から施設・事業所への通知内容の実施状況の把握などについては、地方公共団体において指導監査等により適切に対応していただいているものと認識している。

- ⑤ 幼稚園教諭や保育士の養成課程において、幼児のプール活動・水遊びを行う場合の安全の確保を学ぶ時間が含まれておらず、新卒の保育士等が学んでいない実情があるのではないか。溺水は死亡に直結する重大な事であり、今後養成課程に含める予定があるか。

⇒ 幼稚園教諭をはじめとする教員の養成に関しては、本年 11 月の教育職員免許法施行規則の改正により、教育の基礎的理解に関する科目の「教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」において「学校安全」について必ず学ぶこととし、併せて作成した「教職課程コアカリキュラム」において同事項で「学校の管理下で発生する事

件、事故等の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解する」ことを到達目標として示したところ。各大学等においては、これらに沿って適切に教職課程の編成が行われており、平成31年度の入学生より新たな制度に基づいた教員養成が開始される。

指定保育士養成施設における保育士養成課程においては、乳幼児の保育に関して、事故防止及び健康安全管理に関する内容を教授している。現在の保育士養成課程は、保育所の事故防止を具体的に示したガイドライン策定以前からのものなので、今後の保育士養成課程の見直しにおいて、本ガイドラインについて、明示する予定である。

- ⑥ 「水泳等の事故防止について」の通知が毎年発出されているが、幼児教育関係者は、「水泳」と記載されていると体育のことと思い、通知をきちんと見ていない可能性もある。事故が継続して発生しているので、「幼児のプール活動・水遊び」に特化したものを繰り返し通知する必要があるのではないか。

⇒ 平成29年8月29日付け子保発0829第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」や平成29年9月1日付け府子本第715号・29初幼教第6号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知「教育・保育施設等における事故防止の徹底について」などの各府省からの通知において、幼児の教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について、「水泳等の事故防止について」を参考とするよう、自治体に対し周知している。

- ⑦ 各幼稚園等において、プール活動をする際には、保健所に対して必要書類の提出をしたり、教育委員会に対して次年度の教育課程（プール開きやプール納めを年間計画に含む。）の提出をしている。各幼稚園等、保健所及び教育委員会においても、各園でプール活動の安全に関する意識が高まるよう、このような機会も活用してはどうか。

⇒ ④に回答したとおり、教育・保育事業は地方自治体が担うものであるが、毎年度、夏の水泳等活動が本格化する前を適切な時機と捉えて「水泳等の事故防止について」を国から地方自治体に発出するなど、⑧にも述べるとおり、

あらゆる機会を捉え、注意喚起等に努めてきたところであり、今後も適切な機会を捉えて注意喚起を行っていくこととしている。

- ⑧ 平成 28 年 12 月以降のガイドラインの周知徹底に関する取組について御教示いただきたい。また、これまでの周知徹底の評価をどのように、またいつ頃行う予定か。

⇒ ガイドラインについては、平成 28 年 3 月に各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに発出した後も、改めて以下通知等を発出し、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行うとともに、関係団体にも周知しているところ。

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知の徹底について（平成 29 年 5 月 15 日内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）
- ・平成 29 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施等の周知について（平成 29 年 10 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）

また、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいても、ガイドラインの周知徹底を図っているところである。厚生労働省では、平成 29 年度予算において、保育所等の職員等を対象とし、本ガイドラインの解説等、事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施するための支援事業を創設した。

なお、ガイドラインの周知徹底の評価については、重大事故の件数に反映されるものと考えられ、特に死亡事故の件数が評価の大きなポイントだと考えている。

- ⑨ 様々な周知（災害対策、不審者対策等）がなされる中、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなりスクや注意すべきポイントが現場に行き渡っていないと思われるが、通知やガイドラインの内容を分かりやすく伝えるために、何か工夫している点はあるか。

⇒ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドラインの周知徹底について（平成 28 年 10 月 5 日内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）では、プール活動・水遊び等での注意点が簡易に分かるように、部屋に掲示したり、職員に配布するためのミニポスター及びパンフレットを作成し配布したところ。

また、各省の Twitter 等 SNS を通じて、ミニポスター等を活用した情報発信を随時行っている。

⑩ 学校保健安全法適用除外とされている施設（計画策定義務のない施設）に対する考え方はいかがか。何らかの対策が必要と考えるが、具体的な対応と実施状況調査について御教示いただきたい。

⇒ 保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園および地域型保育事業については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 32 条により、事故の発生又はその再発を防止するため、

①事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。

③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

としている。

また認可外保育施設については、認可外保育施設に対する指導監督基準により

①事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

②死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

としている。

各施設においては、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを参考に、日常的な点検や職員の研修、その他安全に関する事項について、それぞれの実情に応じて、具体的な指針が策定されているものと認識している。



- ⑪ 平成 29 年 3 月の幼稚園教育要領改訂は、来年度から実施されるが、保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの改訂内容について整合性が図られることとされている。それぞれにおける、プール活動・水遊びに関する管理・指導に関する考え方について、御教示いただきたい。

⇒ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針については平成 29 年 3 月に改訂・改定された。

幼稚園教育要領は、各幼稚園が編成する教育課程の大綱的な基準を定めるものであるためプール活動・水遊びに関する指導や安全についての考え方についても個別的に示していないが、幼稚園における安全について新たに留意事項を示したところ。(下記参照) また、「幼稚園教育要領解説」において発達の実情に応じて安全に関する指導を行うことや、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機対応マニュアル)などを作成し、常に見直し、改善することの重要性等を示し、平成 29 年度中に周知を図る予定である。

なお、幼稚園におけるプール活動・水遊びに関する事故防止については、①等でも回答しているとおり、毎年度、幼稚園を含めた全学校種に関して「水泳等の事故防止について(通知)」(平成 29 年 4 月 28 日スポーツ庁次長)を発出するとともに、文部科学省で実施する会議等において周知徹底を図っている。

さらに、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領においてはプール活動・水遊びは、保育中特に重大事故が発生しやすい場面であることを新たに明記し、事故防止に取り組む必要があることを示している。

また、両解説においても、乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことにも留意しつつ、事故防止ガイドラインの内容を踏まえ、プール活動・水遊び場面における監視体制等の具体的な事故防止の取組について記載し、平成 29 年度中に周知を図る予定である。

(参考)

○幼稚園教育要領 (抜粋)

第 1 章総則 第 3 教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

(3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領（抜粋）

第3章健康及び安全 2 事故防止及び安全対策

- (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

○保育所保育指針（抜粋）

第3章健康及び安全(2)事故防止及び安全対策

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

- ⑫ 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」に関し、平成28年12月以降の検討内容、今後のスケジュール、結果の活用方法について御教示いただきたい。

⇒ 有識者会議は、平成28年4月に設置され、28年度中は4月と10月の2回会議を開催し、有識者会議として継続して取り組んでいく内容及び、事故情報データベースの改善等についてご議論いただいたところ。

第3回会議を平成29年5月に、第4回会議を9月に開催し、自治体から提出された検証報告について5つの自治体からヒアリングを実施した上で、自治体や保育現場にフィードバックすべき内容について検討していただいている。

有識者会議で検討された内容が取りまとめられ次第、HPに掲載するとともに、自治体及び保育現場に対し周知を図りたいと考えている。

- ⑬ 平成28年7月に那須塩原市で発生したプール事故について、平成29年3月に取りまとめられた検証委員会の報告を踏まえて、当該園、地方公共団体、各府省においてなされた事故防止の取組について御教示いただきたい。

⇒ 本年5月に開催した第3回有識者会議において、那須塩原市から検証委員会報告書についてヒアリングを実施したところ。

当該園の事故後の取組としては、事故当時、「園児の安全管理」について定め、避難訓練マニュアル及び不審者対応マニュアルは作成されていたが、プール事故の際の対応方法については特に作成していなかった。

また、内閣府等から出されたプール活動の事故防止などに関する通知を園としては認識していたが、園長が確認しただけで全職員への周知は行われていなかったことなど、園の取組、認識不足について指摘がなされていた。

これらを受け、那須塩原市と栃木県が連携して、園に対し再発防止策を提出するよう依頼し、園に対するヒアリングを行っている」と承知している。

国においても、プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、前述の①、②のとおり、毎年、プール活動・水遊び前に、通知を発出し注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

- ・水泳等の事故防止について（平成 29 年 4 月 28 日 29 ス庁第 98 号スポーツ庁次長通知）

- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日府子本第 487 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）

- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日雇児保発 0616 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

29 年度においては、次の通知も発出し、周知徹底を図っている。

- ・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（平成 29 年 8 月 29 日子保発 0829 第 1 号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）

- ・教育・保育施設等における事故防止の徹底について（平成 29 年 9 月 1 日府子本第 715 号・29 初幼教第 6 号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）

⑭ 死亡事故以外の重大事故として、地方公共団体が必要と判断した事例についての検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要についてご教示いただきたい。

⇒ 地方公共団体が必要と判断された検証は現在 1 件で、那須塩原市で発生したプール事故（一時意識不明）である。

⑮ 各施設・事業者におけるヒヤリハット事例の検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要を記載について御教示いただきたい。

⇒ 府省において把握はしていない。なお、ヒヤリハット事例まで報告義務をかけることは現場等の負担が相当大きくなると考えている。

⑯ 「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子およびDVD）」（平成27年3月文部科学省）のほかに、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について幼稚園等に情報提供したものがあるか。

⇒ 府省においてははない。

（以上）